

令和5年7月5日

京丹後市議会

議長 谷津 伸幸 様

議会改革特別委員会

委員長 松本 聖司

### 議会改革特別委員会中間報告書

議会改革特別委員会における調査検討の中間結果について、会議規則第107条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

#### 記

#### 1 調査事件

京丹後市議会基本条例、京丹後市議会政務活動費の交付に関する条例及び京丹後市議会議員定数条例について趣旨・目的が達成されているかどうか検証し、議会の改革を進めるために関する調査・検討

#### 2 調査検討経過（調査等の実施日及び調査等の項目）

- (1) 第1回委員会（令和4年10月3日）
  - ① 今までの議会改革の取り組みについて
  - ② 今後のスケジュール及び内容について
  
- (2) 第2回委員会（10月24日）
  - ① 議会基本条例の検証について（条項ごとの課題の抽出）
  
- (3) 第3回委員会（11月2日）
  - ① 議会基本条例の検証について（条項ごとの課題の抽出）
  
- (4) 第4回委員会（11月14日）
  - ① 議会基本条例の検証について（条項ごとの課題の抽出）
  
- (5) 第5回委員会（12月1日）

- ① 議会基本条例の検証について（議会 BCP、主権者教育等）
- (6) 第 6 回委員会（12月14日）
- ① 議会基本条例の検証について（委員会運営及び事前情報開示等）
- (7) 第 7 回委員会（令和 5 年 1 月 12 日）
- ① 議会基本条例の検証について（執行部より議決事件追加に係る意見聴取等）
- (8) 第 8 回委員会（1月26日）
- ① 議会基本条例の検証について（分科会の会議録、一般質問の事前チラシ等）
  - ② ICT の取り組みについて（委員会等のオンライン開催等）
- (9) 第 9 回委員会（2月8日）
- ① 議会基本条例の検証について（議会傍聴規則、環境整備等）
  - ② ICT の取り組みについて（委員会等の映像放映等）
- (10) 第 10 回委員会（2月24日）
- ① 議会基本条例の検証について（広報広聴、モニター制度等）
  - ② ICT の取り組みについて（タブレット端末の検証等）
- (11) 第 11 回委員会（3月14日）
- ① 議会基本条例の検証について（議員間討議、委員会運営等）
  - ② 政務活動費について（広報費等）
- (12) 第 12 回委員会（3月27日）
- ① 議会基本条例の検証について（議員間討議等）
  - ② 政務活動費について（支出項目、按分、交付方法等）
- (13) 第 13 回委員会（4月12日）
- ① 議会基本条例の検証について（政策討論会議等）
  - ② 政務活動費について
- (14) 第 14 回委員会（4月26日）
- ① 議会基本条例の検証について（政策提案の実効性等）
  - ② 政務活動費について（広報費に係る課題）
  - ③ ICT の取り組みについて（タブレット端末検証のアンケート）

- (15) タブレットに関する執行部への聞き取り（4月24日）
  - ① タブレット導入による執行部への効果等について
  
- (16) 第15回委員会（5月10日）
  - ① 基本条例の検証について（委員会運営に係る具体的協議を決定）
  - ② 政務活動費について（近隣市の状況等）
  - ③ ICTの取り組みについて（タブレット端末の意見交換等）
  
- (17) 第16回委員会（5月24日）
  - ① 監査委員制度について（監査事務局長への意見聴取）
  - ② 議会基本条例の検証について（政策提言、委員会運営に係る視察先等）
  - ③ 政務活動費について（運用基準等）
  
- (18) 第17回委員会（6月14日）
  - ① 議会基本条例の検証について（政策提言、委員会運営に係る視察先等）
  - ② 政務活動費について（運用基準等）
  - ③ 議員定数、報酬について（調査検討の進め方等）

### 3 中間報告の目的及び調査検討項目の協議方法について

最初に、中間報告の目的について述べたい。憲法第92条は「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」こととしており、地方自治の原則を示している。なお、ここでいう地方自治の本旨とは、法律をもってしても侵害できない地方自治の核心部分を指すとされ、具体的には住民自治及び団体自治を指すとされる。住民自治とは、地方自治はその地域社会の住民の意思によって行われるべきという概念である。団体自治とは、地方自治は国（中央政府）から独立した地域社会自らの団体（組織・機関）によって行われるべきという概念である。その上で、京丹後市議会基本条例の第1条には、「この条例は、二代表制のもとに住民自治を推進することを原則とした、自主自立の分権時代にふさわしい市民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。」と定められている。今回の議会改革の取り組みは来期を見据えての検討でもあるが、今（第5期）の京丹後市議会議員の任期は、令和6年5月15日であるが、議会改革の成果として少しでも前倒しで実行できる内容については実施する必要がある。よって、中間報告をするものである。

具体的な調査検討項目については、①議会基本条例について ②ICTの取り組みについて ③議員定数について ④議員報酬について ⑤政務活動費についての5項目について

て具体的な調査検討を実施することとなった。なお、議会改革特別委員会工程表（図表1）を示しておく。議会基本条例については、先に条例の目的を示したが「市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与すること」のために、また、第22条には、「議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。」とあり、①議会の機能強化 ②議会への市民参加 ③市民等への情報公開 を切り口とした調査検討を実施した。具体的には3つの視点を条例の前文、第1条から第22条及び条例以外の3項目を順次検討した。あわせて、ICTの取り組みについても具体的な協議検討を実施した。議員定数、議員報酬及び政務活動費に対する検討協議内容については12月議会での最終報告にゆだねることとした。その上で議会基本条例を含めた各条例の見直しが必要と判断した場合は、事前にパブリックコメント等を実施し改正案を示すこととする。

**図表1 議会改革特別委員会工程表**

検討課題	4年9月	10月	11月	12月	5年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	6年1月	2月	3月	
1. 議会基本条例について					研修・調査	→														
						→														
権能強化					研修・調査	→														
						→														
市民参加					研修・調査	→														
						→														
情報公開					研修・調査	→														
						→														
2. ICTの取り組みについて					研修・調査	→														
						→														
3. 議員定数について										研修・調査	→									
											→									
4. 議員報酬について										研修・調査	→									
											→									
5. 政務活動費について										研修・調査	→									
											→									

#### 4 調査検討内容

##### (1) 議会基本条例について

###### ① 第3条 議会の環境整備（機能強化）

第3条の冒頭の表現である「男女共同参画社会等の理念・・・」のアンダーライン部分について、各会派から意見があり最終段階で調整する。

● 条例への落とし込み段階において最終決定する

###### ② 第6条 市民参加及び市民との連携（市民参加・情報公開）

市民等への積極的な、市民参加・傍聴を求めため傍聴規則等の見直しをする。特に子ども、乳幼児連れでの参加者に、個人情報に係る配慮をすることとした。また、多様なチャンネルでの公聴制度充実に向けて、モニター制度導入についても検討したが、今あるご意見箱制度を活用し、市民からの公聴制度を充実することとした。

●傍聴規則第8条第3号 「飲食又は喫煙をしないこと。」とあるが、飲食のあとに（水又は茶の飲用を除く）を追加する

●子ども、乳幼児連の参加者等が、本会議場で傍聴できない場合を想定し、3階フロアにモニター設置を求める

●本会議及び委員会における傍聴者の名前記載を個別方式とし、ボックス投入する方式とする。議長に申し入れし3月議会より実施済み

●市のホームページから「わたしの提案・意見箱」があるが、議会トップページからワンクリックで「わたしの提案・意見箱」は入れるようにする

#### ③ 第10条 地方自治法第96条第2項の議決事件（機能強化）

執行部からの説明では、第2号における「政策及び基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するもの」の共通理解が得られていない。3号における「他団体」、「協定等」、「予算を伴うもの」、「特に議会が必要と認めるもの」について不明瞭であり、更なる解釈整理をとの問題提起をうける。

●第10条に係る文章整理及び議決事件として定めている計画の変更をしない

●問題提起に係る逐条解説については、試案を基に再協議する

#### ④ 第11条 議員間討議の拡大（機能強化）

議会は2元代表制の一方として多様な意見を反映して、執行部に対する監視機能を有している。他方で、多様性があることにより意見集約において大きなエネルギーが必要になる。しかしながら、より高い住民福祉の増進に寄与するための合意形成は当然の務めである。協議においては、さらなる議員間討議の拡大とその手法において具体化することの合意をえた。現在実施されている議員間討議は本会議や各種委員会における賛成・反対討論及び意見交換であるが、それ以外の合意形成のプロセスが不明瞭である。そこで議会が合意形成の努力及び政策決定のプロセスをより市民に理解いただきやすいように整理をした。

●執行部からの予算以外の重大議案において、なおかつ議会内の意見が大きく分かれるものについては、付託審査の途中及び終了後において、本会議で採決するまでの間で議員全員協議会において議員間討議を行う

●予算提案における重大議案において、なおかつ議会内の意見が大きく分かれるものについては、付託審査の途中及び終了後において、本会議で採決するまでの間で予算決算常任委員会において議員間討議を行う

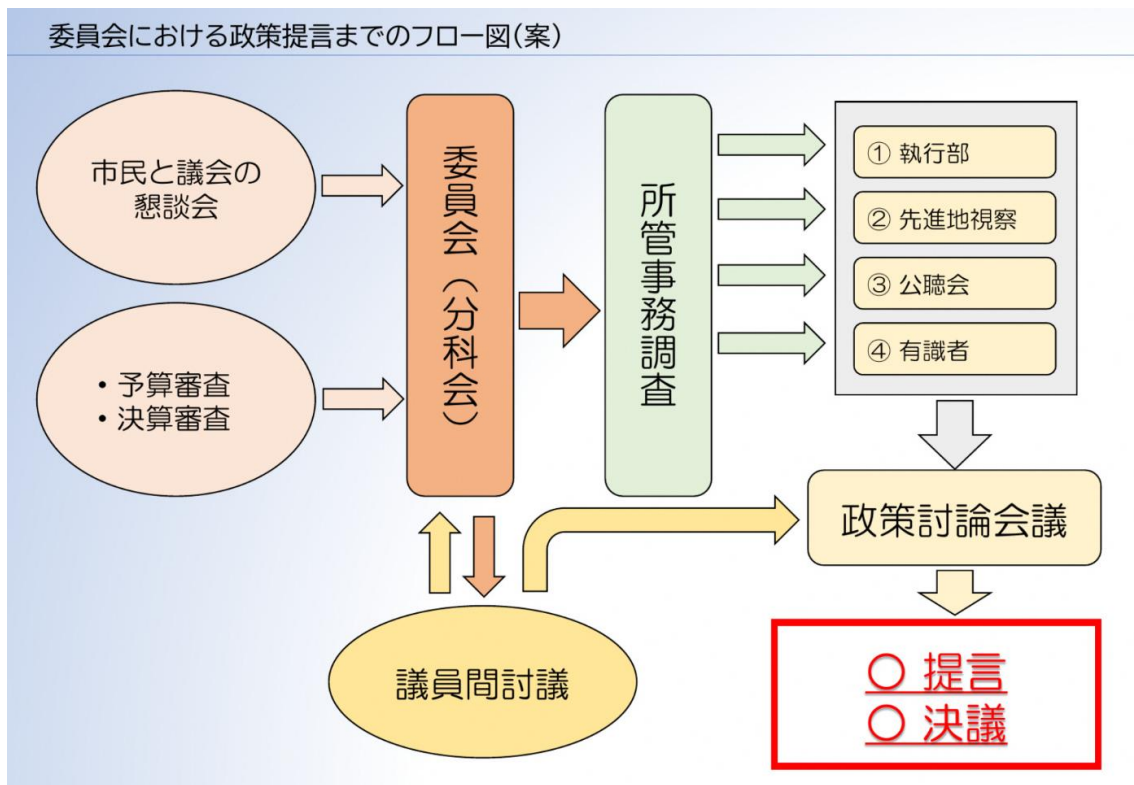
- 委員会、会派及び議員からの政策提案について、なおかつ議会内の意見合意がなされていないものについては、政策討論会議において議員間討議を行う
- 委員会が執行部等に対する政策提案をするために、長期にわたる所管事務調査を実施する時、調査検討項目等を決定する過程においても委員会内において議員間討議を実施する

⑤ 第11条の2 政策討論会議（機能強化）

「市民と議会の懇談会」における終了後の班長会を政策討論会議として位置づけているため定期的で開催されているが、それ以外の開催となると平成31年、令和元年に文化芸術振興条例の策定時に3回開催されている。政策討論会議については、会津若松市及び大津市等を参考とした。今後においては、委員会の政策提案の実効性を高める努力が必要である。よって、委員外議員との意思の疎通を図るために積極的に政策討論会議の開催を進めることし、フロー図（図表2）を示す。

- 委員会、会派及び議員からの政策提案について、なおかつ議会内の意見合意がなされていないものについては、政策討論会議において議員間討議を行う（再掲載）
- 政策討論会議に関する規定の第5条の第4項を第5項に改め、新たな第4項に常任委員会の委員長を提案者とする文言を追加する。文章表現は第3項と同じ。

図表2 委員会の政策提案における政策討論会議の位置づけ



⑥ 第12条 委員会の適切な運営（情報公開・市民参加・機能強化）

委員会開催における日程については、原則公開しているが漏れている場合もある。また、議会トップページでないため情報が検索しにくく、レジメ及び関係資料については、公開されていないので委員会前日までに公開することとした。ただし、議会運営委員会における執行部の議案提案については、報道規制があり例外規定とする。また、予算決算常任委員会における分科会審査における要約筆記録については条件付きでタブレット端末において閲覧可能とした。

委員会における政策提案能力の強化については、京丹後市議会における最大の懸案事項であり、本特別委員会の中心的な調査検討課題である。本特別委員会においては、来季の市議会議員選挙により選出された市議会議員がスタート時から執行部に向けた政策提案ができるよう前ページに示した（図表2）の委員会の政策提案における政策討論会議の位置づけをより具体化していきたい。委員会としては、執行部との意見交換はもとより、年間計画、政策テーマの決定、市民意見聴取の在り方、専門的知見の聴取などの取り組みを活動計画として立案することで合意した。詳細な活動計画の内容については、今後予定している行政視察を参考にして検討し、12月の最終報告で明らかにしたい。

- 各委員会開催日程、レジメ及び関係資料については委員会開催前日の開庁日の午後5時までには議会トップページに掲載することを原則とする（執行部との協議の後直ちに実施する）
- 予算決算委員会の分科会における審査内容については、当該内容が委員会において分科会座長の報告後にタブレット端末に要約会議録を掲載する
- 予算提案における重大議案において、なおかつ議会内の意見が大きく分かれるものについては、付託審査の途中及び終了後において、本会議で採決するまでの間で予算決算常任委員会において議員間討議を行う（再掲載）
- 委員会、会派及び議員からの政策提案について、なおかつ議会内の意見合意がなされていないものについては、政策討論会議において議員間討議を行う（再掲載）
- 市政全般に係る事務事業を3分割して所管している3常任委員会は、議会改選後及び2年後の議会役職等の改選後において、住民福祉の増進のために、直ちに執行部に対しての政策提案のための協議を開始する
- 3常任委員会がおこなう執行部に対しての政策提案に対する具体的な取り組みについては本特別委員会の期間内において今後決定する

⑦ 第16条 議会広報の充実（情報公開）

議会広報については、広報編集委員会があるが、広報編集委員長が本委員会の委員を兼任しており、本委員会で協議検討することの理解を得た。定例会ごとに一般質問チラシを新聞折り込みとして配布している。また、議会だよりを年4回発行している

が各議員の質問に直接アクセスすることを検討した。

- 一般質問の新聞チラシに、各議員の通告書にアクセスできる QR コードを載せる
- 議会だよりに議員個別の一般質問の要約原稿のところに QR コードを載せ、インターネットの市議会の録画動画配信にアクセスできるように議会広報編集委員会で検討を求める

#### ⑧ 第 2 2 条 見直し手続

この条については、議会基本条例の目的が達成されているかを検証する内容であり、検証結果において条例の条文を改正する必要があるときは適切な措置を求めるものである。平成 2 0 年の 4 月施行されているが、議員会期の 2 期目からから 5 期目にかけて適宜見直しが行われている。

- 条例文章を改正する必要はない

#### (2) 議会基本条例外の機能強化について

##### ① 災害時における議会の業務継続計画（機能強化）

京丹後市議会においては「災害発生時における対応要領（H29.4.1）」が存在するが、大規模災害における議会機能を維持継続させるための視点が不足している。よって、大津市議会 BCP、京田辺市議会 BCP を参考に、京丹後市議会の BCP について協議を行う。

- 市議会における BCP（業務継続計画）は必要だが、本委員会で協議せず今後の議会での検討課題とする
- 議会基本条例に議会 BCP に係る表記をするか今後の検討する

##### ② 子ども議会等の主権者教育（市民参加）

第 6 条の市民参加及び市民との連携の中で、子どもたちへの積極的な情報開示や懇談会等への参加の取り組みが必要。

- 基本条例への表記については今後検討する

##### ③ 議会選出の監査委員（機能強化）

議会選出の監査委員の是非の参考とするため、監査委員事務局長に出席を求めて、監査制度について質疑をおこなった。議会へのフィードバックの可能性や守秘義務の基準など確認した。

- 議長に対し、来期の議選の監査委員の是非を判断するために、試行としての議選監査委員の報告会を求めた

#### (3) ICT 利活用について

① 委員会等のオンライン開催・参加（機能強化）

新型コロナウイルス感染症による世界的な広がりの中、委員会のオンライン開催及び参加については前向きな検討をしていく。その上で、委員会条例や規則変更まで踏みこむことについては今後の検討とする。議員研修会や市民との懇談会については開催を認める。

●他自治体の書面調査及び視察を検討し調査を深める

② タブレット端末（機能強化）

令和元年9月議会より試行的にタブレット端末を導入し翌年度から本格導入してきたところである。一般的に端末の更新時期については5年程度と言われており、交換時期が近づいている。そこで各議員がタブレット端末を導入した議会及び議員活動と、以前の紙ベースを基本とした議会活動を比較検証するためのアンケート調査を実施した。メリット、デメリットを確認するとともに、執行部に対する聞き取りも実施した後に意見交換し、今後におけるタブレット端末活用における使用形態への参考とした。

執行部への聞き取りとして、議案・資料作成等の労務作業の軽減につながっている。議案等の資料が体系的に管理できるし、電子化により、デジタル化に対する職員の意識向上につながった。導入によるペーパーレス化による諸経費減額効果もあるが、利便さを実感しており、事務事業の生産性に向上に寄与している。一方で、クラウド上における莫大なデータの保存期間についても今後の検討課題である。

議会側の導入効果についての意見交換を紹介する。メリットは、資料のカラー化及び資料の差し替えのスムーズ化した。議会資料へのアクセスのしやすさ及び整理・携帯性。関連資料へのアクセスおよび議会会議録へのリアルタイムでの検索ができる。デメリットについては、複数の資料を同時に見ることに限界がある。タッチペンでの書き込みに限界がある。パネル操作によるスキルに議員間格差がある。が主な内容である。

●タブレット端末の更新については、Wi-Fiモデルの貸与が望ましい

●タブレット端末に係るスキルアップ研修会を早急に求めたい

③ 委員会の映像公開（情報公開）

京丹後市議会においては、庁舎スペース等の関係で、3常任委員会室を確保することが困難であった。そのことにより、委員会審査における動画配信ができていない状況であり、市民に対する情報公開に対して低い評価となっていた。令和6年度からの増築棟の建設に合わせて、現在の本庁舎においても大規模改修の運びとなった。議会からは永年にわたり、委員会における映像設備の設置を求めてきたところであり、執行部側からも一定の理解を得ている状況である。また本会議場における映像配信に

においてもケーブルテレビにおけるライブ配信。市のホームページからアクセスできる録画配信がある。また、FM 丹後によるラジオにおけるライブ放送も実施している。その上で、ユーチューブチャンネルにおける速達性の高い映像配信の必要性も議論もされた。

- 本特別委員会として、3 常任委員会の同時開催時においても動画配信ができる設備導入を求めることを確認し、庁舎整備等特別委員会から執行部へ伝達済み